

令和2年1月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和2年1月29日(水) 9時00分から10時56分まで
2. 会場 : 臼杵市役所 臼杵庁舎3階 301会議室
3. 出席委員 : 教育長 齋藤 克己
教育長職務代理者 垂井 美千代
委員 渡辺 義弘
委員 安東 雅幸
委員 神田 岳委

4. 出席職員

教育次長兼教育総務課長	甲斐 尊	学校教育課長	後藤 徳一
社会教育課長	大戸 敏雄	文化・文化財課長	川野 徳明
学校給食課長	安東 信二	教育総務課総括課長代理	麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理	瀧澤 愛	社会教育課総括課長代理	安藤 隆文
文化・文化財課総括課長代理	神田 高士	文化・文化財課課長代理	東 貴則
教育総務課主査	米木 淳子	教育総務課主事	加藤由梨花
社会教育課主査	嶺 周作		

5. 傍聴人 木村 公治

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ちまして、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、臼杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から、会議を傍聴したいという申し出があります。傍聴に関しては、臼杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可することにしたと思います。いかがでしょうか。

(委員 許可)

それでは、傍聴を許可することにいたします。

(傍聴者 入場)

これより臼杵市教育委員会、令和2年1月定例会を開催致します。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に、渡辺委員と安東委員の2名を指名致します。

今回の日程のうち、

①報告第1号の「専決処分の承認を求めることについて」

(教職員(小・中学校)の内申について)

②「5. 教育予算について」の「令和元年度3月補正予算要求について」

以上の2つを非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

2. 教育長報告

(教育長)

それでは、次第に沿って、2の教育長報告をいたしたいと思います。

3日 ・山内流寒中水泳

令和になって初の寒中水泳が穏やかな中、開催されました。神事、水書、旗振りが行われました。

6日 ・仕事始め式

・新年互礼会

7日 ・部落解放同盟大分県連旗開き

・小中学校3学期始業式

他市よりも1日早く始まりました。

9日 ・社明運動作文コンテスト全国入賞伝達、市長報告

垂井委員が保護司会の会長として出席されました。大分保護観察所長から、南中の小田さんに伝達されました。

- 10日 ・臼杵市基礎基本テスト
結果は2月上旬にはわかると思います。またわかり次第お知らせします。
- 11日 ・臼杵っこガイド講習会②
13期生6人の講習がありました。
- 12日 ・臼杵市成人式
今年の成人者数は283人でした。テーマを「繋ぐ ～平成から令和へ～」として、まさに平成から令和へ切り替わる年の成人ということで、記念すべき日になりました。今年も実行委員7人で実施し、立派な成人式だったと思います。
また、2022年から成人が18歳となるので、成人式の取り扱いをどうするか後日協議することとなります。
- 14日 ・定例校長会
今年になって初めての校長会でした。教職員の働き方改革について、臼杵市も9月から試行的にタイムカードを導入していますが、打刻間違い等もありましたので、「管理職としてきちんと把握できるようにしてほしい」、「教職員の実態を見てほしい」というお願いをしました。
- 16日 ・愛鳥週間原画コンクール受賞伝達
下ノ江小学校の木本さんが、県で最優秀賞、全国で入選しました。5月10日～16日の愛鳥週間のときにコンパルホールに展示されるということです。
- 18日 ・臼杵っこ学芸員講習会②
4期生4人の講習がありました。
- 20日 ・人事異動校長ヒアリング（～24日）
・日本泳法山根委員長 市長訪問
4月25日に聖火リレーで山内流を披露するので、そのお礼ということで見られました。2月10日には、日本水泳連盟の青木会長が知事に表敬訪問されるということです。私も同席することとしています。
- 22日 ・人権、同和教育研究大会
臼杵中央公民館、野津中央公民館でそれぞれ一生懸命協議をしていました。
- 23日 ・定例教頭会
校長会と同じように働き方改革についてと、それに加えて、子どもの健康管理ということでお話をしました。臼杵は肥満傾向児の出現率が高いので、子どもたちの健康管理をしている「えがお4」の活用も含めてお願いしました。
- 24日 ・第3回市町村教育長会議、第2回県情報化推進本部会議
毎回一緒に行います。来年度の予算と、県長期教育計画、推進プランの第3ステージの見直しに関して、県の方向性についての説明がありました。

推進本部会議では、これからGIGAスクール構想で色々と変わってくるので、1人1台PCの実現に向けての説明がありました。

- 25日 ・臼杵っこ学芸員講習会③
- 27日 ・事務局職員面談（～2月12日）
職員一人ひとりと面談しています。
- 29日 ・定例教育委員会

以上で説明を終わります。補足等ありましたらお願いします。

（垂井委員）

感想文コンクール等、色々な作文の審査に関わってきたということで報告します。読書作文コンクールに関しては、児童生徒の数が少なくなっているようで、応募数は少なくなった気もしますが、作品としっかり向き合って深く読む、豊かに読むということが確実に根付いてきていると感じます。そして、その作文の目的に合わせて自分の言葉で、納得をしたうえで表現をしていて、全部その子らしさで書かれているということがここ2、3年多いです。特に今年はそのような作品が多かったと思います。一つはやはり現場の指導力、そして、もう一つは「読書のまち臼杵」ということで、「語彙を豊かにしていく」、「語彙を確実に習得していく」ということが学校や家庭、社会でも成果がみられていると思います。特に日本の子どもたちは読解力不足が懸念されるというデータが出ており、「高校の国語がこの先、論理的な国語になっていくのではないか、そこに重点が置かれるのではないか」ということが新聞報道されましたが、やはり1番の基礎は、「心を豊かにそして言葉を豊かにしていく」ということで、これはどんなに時代が変わっても国語科の1番のねらいとして変わりはないと思うので、そういった方向で現場が指導し、「自分の言葉で表現する」ということが徹底され、意識をされてきているということを1年間を通じて感じました。

（教育長）

ありがとうございます。その他、質疑等がありましたらお願いします。

（意見なし）

3. 協議事項

（教育長）

これより「次第3. の協議事項」に入りますが、「報告第1号」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

（傍聴者 退場）

(教育長)

それでは、これより、議案審議に入りますが、その前に、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者 入場)

それでは、第1号議案の「臼杵市公会堂条例の一部改正について」の説明をいたします。

(社会教育課長)

第1号議案 臼杵市公会堂条例の一部改正について

臼杵市公会堂条例（平成17年臼杵市条例第67号）の一部改正について、議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求めるものです。内容については、臼杵市公会堂条例第8条第3項中「映写機」を「ビデオプロジェクター」に改め、別表第2の16ミリ映写機の項、8ミリ映写機（視聴覚室）の項、スライド映写機の項及びオーバーヘッド投映機の項を削り、同表中「ビデオプロゼクター」を「ビデオプロジェクター」に改めます。理由については、近年のデジタル映像関連コンテンツ等の発展やインターネットの普及など情報化の進展により、附属設備等の貸出件数が減少している状況にあり、また老朽化も進んでいることから一部附属設備等の廃止に伴い、条例を改正する必要があるためです。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第1号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第2号議案の「臼杵市学校管理規則の一部改正について」の説明をお願いします。

(学校教育課長)

第2号議案 臼杵市学校管理規則の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第

2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由としては、教職員の働き方改革及び、令和2年度から小学校外国語活動が教科となることに伴い、授業時数の確保を行うため、夏季休業日の短縮及び冬季休業日の復元を行う必要があるためです。

具体的には、第4条第1項第4号の夏季休業日について、変更前は「7月21日から8月31日までの42日間」でしたが、変更後は「7月21日から8月24日までの35日間」としています。

また、第4条第1項第5号の冬季休業日について、変更前は今年度試行的に「12月25日から翌年1月5日までの12日間」としていましたが、夏休み短縮に伴い、元に戻すということで、変更後は「12月25日から翌年1月7日までの14日間」としています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(垂井委員)

この件は、学校現場ともよく話し合いをしてということだったと思いますが、学校現場とは十分話が出来ていると受け取ってもよいのでしょうか。

(学校教育課長)

はい。校長協議会を通じて、学校現場の意見を聞きながら進めてきました。

(安東委員)

土曜ふれあい学校との関係もあると思いますが、その辺も大丈夫ということでしょうか。

(学校教育課長)

土曜ふれあい学校との関連が深いので、それと併せて協議を進めており、協議会とは確認を取れています。

(教育長)

この件については、前回の定例会でもご意見をいただいて校長会と話をしました。もちろん土曜ふれあい学校も関係するので、一緒に協議をし、その上で提案させていただきました。その他、質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第2号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第3号議案の「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備について」の説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

第3号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備について

第3号議案から第5号議案については、会計年度任用職員制度導入に伴った提案です。

まず、会計年度任用職員制度導入の背景をお話します。会計年度任用職員制度とは、昨今、財政状況が厳しくなる中で、正規職員の採用が抑制されています。一方で、行政事業が多様化しているため、これに対応するために、いわゆる非正規職員が増えています。ところが、この臨時、非常勤の職員についての取り扱いが地方公共団体で違う状況にあり、いわゆる適正化、給与等も含め、適正な処遇が行われたかについて疑問が生じていたため、国では、地方自治法及び地方公務員法の一部改正を行い、非常勤や臨時職員の適正な処遇を行うという方針が示されたことから、臼杵市では法律の改正に基づいて、9月の定例市議会で市長部局が、「臼杵市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定しました。この条例の制定に基づいて、教育委員会規則及び規定、要綱等の改正を行うものです。この中で教育委員会の学校配置の臨時職員等においても、見直しを行うこととなりましたが、基本的に昨年と同様の配置ができる予定となっています。

それでは、議案の中身について説明します。まず第3号議案についてです。「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整備」ということで、臼杵市教育委員会規則の5本の改正をしています。

- (1) 臼杵市立学校管理規則
- (2) 臼杵市立幼稚園管理規則
- (3) 臼杵市社会教育指導員規則
- (4) 臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則
- (5) 臼杵市立学校施設使用条例施行規則

となっています。この制度のもう一つの柱として、非常勤特別職の任用の厳格化ということがあります。教育委員会関係では、教育委員はもちろん、社会教育指導員や各種審議会の委員等が非常勤の特別職となります。今回、非常勤の特別職から会計年度任用職員に移行する特別職は社会教育指導員、社会人権・同和教育指導員、教育支援センター指導員、ALTの4つです。

改正点についてですが、今回、会計年度任用職員の導入に合わせて条例を見直し、実際機

能していない条文の削除も行っていますので併せて説明します。

まず、「臼杵市立学校管理規則」の改正です。第25条第1項で、現行は「専門学校栄養職員、主任学校栄養職員」となっていますが、現在このような職名ではなく、「栄養教諭」となっているため改めます。

続いて、第26条第1項で、現行は「給食事務職員」となっています。給食事務職員については、これまで市浜小学校のみに置いていましたが、来年からの給食費の口座振替の対応を行うことから、財政との協議の結果、この機会に配置を辞めようということになっています。よって、「給食事務職員」を削除し、これまで規定のなかった「スクールサポートスタッフ」の従事に関する規定を追加しています。

また、第26条第8項で「校務職員等の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。」としています。これがいわゆる会計年度任用職員制度の導入についてですが、基本的に校務職員の任期は1年度限りということで、今までは6ヶ月任用を基本として延長してきましたが、制度の導入に伴い、任期を「4月1日～3月31日まで」としました。

続いて、第27条第2項ですが、「学校に必要な応じて臨時又は非常勤の職員の職として警備員等を置く」となっていますが、現状「警備員」という職はありませんので削除しています。

続いて、「臼杵市立幼稚園管理規則」の改正です。幼稚園には校務職員を置いていますが、今回の会計年度任用職員制度の導入に伴い、第3条に

- 2 校務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。
- 3 校務職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。

ということを加えています。

続いて、「臼杵市社会教育指導員規則」の改正です。先程、これまで非常勤特別職であった方を会計年度任用職員に移行するという説明をしました。社会教育指導員については、専門的な知見に基づいて業務を行っていただいていることから、勤務の実態に合わせて、非常勤特別職から会計年度任用職員に移行することとしています。第3条で、現行は「指導員は、次に掲げる条件を満たすものうちから臼杵市教育委員会が委嘱する」となっていますが、今回会計年度任用職員に移行するため、「教育委員会が採用する」ということとしています。

続いて任期についてですが、現行は「指導員の任期は1年とする」となっていますが、「指導員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの範囲内とする。」と改正します。

続いて第5条は服務です。現行は、「指導員は、職務を遂行するに当たって法令、条例及び規則に従わなければならない」となっていますが、これを「指導員は、地方公務員法第2

2条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする」とします。業務日誌等の提出については、会計年度任用職員制度ができて同様に提出を行うこととしています。

続いて、指導員は非常勤の職員とし、現行では、「週3日以上勤務しなければならない」となっていますが、実態は週4日であり、ここを削除することとしています。

また、第7条では報酬の支給方法の改正となっています。現行、「報酬の支給方法は、臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例による」となっていますが、これを削り9月に制定した「臼杵市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給したいと思います。

続いて、「臼杵市社会人権・同和教育指導員設置規則」の改正です。趣旨としては、現行非常勤の特別職となっているものを会計年度任用職員と改めるものとなっています。内容については、「社会教育指導員規則」と同様のため説明は省略させていただきます。

続いて、「臼杵市立学校施設使用条例施行規則」の改正です。これについては、実際機能していない職員がいるため削除について提案しています。現行では、第3条で「管理員を置くことができる」となっていますが、現在、管理員はいないため削除します。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(安東委員)

第26条の学校のスクールサポートスタッフというのは、通級指導員とかスクールソーシャルワーカーを指すのですか。

(教育次長兼教育総務課長)

ここで言うスクールサポートスタッフとは、現状市内2校で配置している事務補助員のことを言います。これについては、あくまでも市費負担の臨時職員となります。

(教育長)

この条例、規則、要綱等については、全て市長部局に合わせて行っています。第3号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第4号議案の「臼杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程等の一部改正等について」の説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

第4号議案 白杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程等の一部改正等
について

これについても、第3号議案同様に改正を行うものです。会計年度任用職員制度が導入される前は、基本的に教育委員会の臨時の採用等の基準は、この「白杵市教育委員会事務局職員の臨時的任用に関する規程」を基に行っていましたが、先程申し上げたように、「白杵市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の制定により、基本的にはその条例に基づく施行規則によって行うこととなります。そのため、この規定は限定的な臨時職員に対してのみ適応されることとなります。限定的な臨時職員とは、正規職員が災害等の対応が必要になった場合や死亡した場合等、欠員が生じたときに雇用する臨時職員のことを指します。会計年度任用職員とは別の職種という扱いです。会計年度任用職員は、1年間の雇用となりますが、災害は短期で終わるものもあるので、ここだけは臨時職員として残すこととしています。

続いて、「白杵市立学校職員服務規程」の改正についてです。学校の先生の服務に関することです。第17条で、現行は「職員は営利企業等の従事の許可を受けようとするときは、営利企業等の従事許可願を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。」となっています。改正の趣旨としては、会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムに分かれますが、パートタイムの会計年度任用職員（複式解消等の県費負担で雇用されている方）については、営利企業従事許可を得なくてもよいとするものです。これまで、臨時職員が営利企業に従事する場合には一律に許可を取らなければなりませんでした。職によってはその許可を得なくてもよいということです。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(垂井委員)

会計年度任用職員というのは、臨時職員ですが今までのように臨時職員と呼ばないで、会計年度任用職員として1年保証されると考えてよいのですか。

(教育次長兼教育総務課長)

はい。

(垂井委員)

パートタイムは時間でということですか。

(教育次長兼教育総務課長)

会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムがあります。どちらも基本的に働く日

数は変わりません。しかし時間が違います。フルタイムの場合、7時間30分となりますが、それを1分でも切るとパートタイムとなります。

(垂井委員)

それと、臨時職員というのは、災害の時に1ヶ月とか3ヶ月とかのことを言うとすると、会計年度任用職員が災害や、病休があった場合にその1年の中の残りの時間を臨時職員とすることはならないのですか。

(社会教育課 嶺主査)

会計年度任用職員と臨時職員は全く別物です。会計年度任用職員は4月1日～3月31日までで、今までの臨時職員と同じ状況ですが、今回の臨時職員というのは、「正規職員の代わりに仕事をしてください」ということで雇用するものになります。そのため、責任の度合いが正規職員と全く同じ条件で、退職金やボーナス、基本給等全て同じになるため、難易度の高い業務を想定して雇用するものになります。会計年度任用職員に病休等があった場合は、また別の会計年度任用職員を雇用することとなります。途中から採用された会計年度任用職員も、3月31日までの任用期間となります。

(教育長)

非常にややこしいですが、会計年度任用職員という言葉のとおり、市の会計年度は4月～3月のため、その期間で任用するということです。途中から入っても3月31日までということですが。

(教育次長兼教育総務課長)

説明が漏れていましたが、「臼杵市教育委員会事務局一般職の非常勤職員の任用等に関する規程」を会計年度任用職員の導入に伴い廃止するという内容になっています。どういう方が、一般職、非常勤職に当たるかという点、教育委員会では、公民館、図書館、市民会館、歴史資料館等の館長、そして市立図書館の司書、給食センター補助員の一部のことを言います。これらの職についても、会計年度任用職員に移行するためこの規定を廃止するものです。追加の説明を終わります。

(教育長)

追加の説明がありましたが、質疑等がありましたらお願いします。

(神田委員)

先程のパートタイマーの件ですが、パートタイマーの場合は、ダブルワーク、トリプルワークを何も言わなくてもしてよいということですか。

(教育次長兼教育総務課長)

先程申したのは、市立学校職員の中でパートタイムとして入った県費職員のことです。

(神田委員)

学校で働いて、帰ってからは民間で働いても、何の仕事をして構わないとなったときに、パートタイマーでも市民のイメージは、公務員の方であって、学校で働いている方はダブルワーク、トリプルワークはできないといったイメージがあるので、市民の理解を得られる何かをしなければいけないのではないかと思います。それと、民間の仕事であれば何でもしてよいのですか。

(社会教育課 嶺主査)

地方公務員法の法律の中で、パートタイムについては、営利企業に従事するときに許可はいらなくなっています。しかし実際大分県としては、何かあったときに管理できていないでは困るので、運用の中で雇う側が把握はしておいた方がよいということです。それと、ダブルワークをしたときに、1日8時間以上の勤務が労働基準法で定められているので、それを超えた場合は労働基準法違反となるため、そこはきちんと把握して配慮することとなっています。そのため、何かしらの方法で把握はするようにということで話をしています。

(神田委員)

行政側はそれでよいと思いますが、子どもにとっては、学校で会った先生が帰りに違うところで働いていたとなったときに、適正なダブルワークをしているのに、働きづらくなることがなければいいなと思うところです。

(教育長)

全体的にもう少し整理が必要だと思います。第4号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第5号議案の「臼杵市教育支援センター設置要綱等の一部改正について」の説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長)

第5号議案 臼杵市教育支援センター設置要綱等の一部改正について

ここでは、2本の要綱改正を行っています。1つが「臼杵市教育支援センター設置要綱」、

もう1つが「臼杵市小学校外国語活動指導助手派遣事業実施要綱」です。改正の内容については、先程も申しましたように、今まで支援センターの支援員とALTは非常勤特別職の扱いだったので、これを会計年度任用職員に移行するという内容のものです。

また、第3条の「臼杵市適応指導教室指導員要綱は廃止する」となっています。まだ適応指導教室指導員要綱が残っていたため、この機会にこの要綱を廃止します。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(渡辺委員)

「適応指導教室」という名前ではなく、「教育支援センター」となるということによいですか。

(教育次長兼教育総務課長)

本来であれば、昨年「教育支援センター」という名称に変えたときに廃止をすべきでしたが、残っていたため、今回廃止するものです。

(教育長)

第5号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

次に、第6号議案の「臼杵市社会教育委員の委嘱について」の説明をお願いします。

(社会教育課長)

第6号議案 臼杵市社会教育委員の委嘱について

臼杵市社会教育委員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第1条第13号の規定に基づき議決を求めるものです。任期途中で所属団体の役員交代が生じ変更の届け出を受けたため、臼杵市社会教育委員を、社会教育法第15条及び臼杵市社会教育委員条例(平成17年条例第201号)第3条の規定に基づき、令和元年12月1日付けで委嘱するものです。任期については、前委員の残任期間である、令和元年12月1日～令和3年5月31日までです。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第6号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

4. 学力向上について

(教育長)

これより、「4. 学力向上」に移ります。

今回、報告が4つありますが、まず1つめの「令和2年度 白杵市学校教育指導方針(案)について」説明をします。

(学校教育課長)

この指導方針(案)については、「芯の通った学校組織」、「白杵市総合計画の後期計画」等を踏まえて、学力向上や働き方改革、地域との連携を重視したコミュニティスクールの推進等の項目について、一部修正しています。例えば、学校組織力向上について、第4ステージの「観点1から観点3」等の関連を明らかにしています。

また、12月に委員の方にも出席していただいた地域別意見交換会で使用した表も、人材育成等に差し込みを行っています。委員の方には、全体的に目を通していただいて気になる点等があれば、ご意見をいただきたいと思います。それを受けて協議をして、修正していきたいと思っています。

(教育長)

また修正した後、改めて2月の教育委員会の中で提案したいと思います。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

次に、2つめの「令和2年度 白杵市いじめ防止基本方針(案)について」説明をします。

(学校教育課長)

冊子をお配りしています。今年度と大きな変更はありませんが、一部文言の訂正や修正点があります。各学校のコーディネーターの活用について、スクールロイヤルの活用について、関係機関の連携を重視するということについて、またQUテストの活用によって、いじめや問題行動の早期発見等を充実させたいと考え、一部修正しています。こちらも気になる点等

があれば、ご意見をいただきたいと思います。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

次に、3つめの「令和元年度大分県児童生徒の体力・運動能力調査結果等について」説明をします。

(学校教育課長)

体力・運動能力調査については、体格の項目もあり、4つめの「平成30年度 肥満傾向児童生徒の状況について」と併せて説明させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員承認)

(学校教育課長)

資料をお配りしています。大分県の体力・運動能力調査の臼杵市直近5年間の比較を載せています。小学校、中学校共に30年度までは順調に伸びていましたが、令和元年度やや伸びている項目が少なくなっている状況です。シャトルランや、最近は50メートル走にも課題が見られることが資料からわかると思います。小学校男女別と中学校男女別の状況についてこの5年間を見ると、どちらかといえば中学校に課題が見られます。

続いて全国の調査です。小学校5年生と中学校2年生の結果となっています。

まず、5年生の男子は、県も市も全国値を超えています。5年生の女子は、臼杵市は50メートル走に一部課題が見られること、また総合5段階評価では、A層の割合は高いですが、今後B層、C層の割合を高めていかなければならないということが資料から読み取れると思います。

次に、中学校2年生の男子についてです。県と傾向が似ていますが、持久走とシャトルランに課題が見られます。中学校2年生の女子では、持久走に特に課題が見られ、臼杵市ではシャトルラン等も数値が低くなっています。中学生についても、A層の割合は高いですが、B層等の割合を増やしていく必要があると考えています。

続いて、体格についてです。小学校5年生と中学校2年生の集計を載せています。ここ数年話題になっている通り、肥満傾向児の数値は全国よりも県が高く、臼杵市はその県の数値よりも高いということが小学校5年生、中学校2年生の体格調査からもわかりました。肥満の状況ですが、小学校に入学して数値が上がる傾向にあるということがわかっているのと、小学校から中学校に入って、部活のためか少し数値が下がる傾向にあるということもわか

っています。実技面では小学校については、比較的良い数値が出ていますが、中学校については、50メートル走等に課題が見られるということ、また体格面では、やはり肥満率が課題であり、今後「臼杵市小児生活習慣病予防対策プロジェクト」等で市をあげて取り組みを進めていきたいと考えています。この体力向上、肥満対策については、現在、学校毎に結果の受け止め及び分析を依頼しています。2月17日に、体力向上会議を実施し、各学校の受け止めや、好事例の共有、また次年度の取組等の確認していく予定となっています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(安東委員)

中学校の体力が下がったことが残念だと思いましたが、今、県の平均値が小学校も中学校もトップレベルで、全国で一桁に入っています。県の数値に近づくのは、至難の業だと思いますが、今度、体力向上会議で中学校に質問をしてほしいのが、体育の授業で測定しているのか、学校行事でしているのかということです。やはり、学校行事の方が、みんなで一緒になって「やるぞ」となるので、大きく数値が変わると思っています。学校で工夫をして、全国平均、県平均を示して、「ここに向かって頑張ろう」という意識付けをして取り組むとまた結果が変わってくるかと思います。それと、大きく違うのは、4月、5月に行うのと、ギリギリ6月7月に行うのでは、数値がとても違います。後にした方が数値がよいです。50メートル走については、ストップウォッチの押し方で大きな差が出ますので、正確に測定できるようにしてほしいです。学校行事にして、保護者に公開等すると子どもたちも頑張るのかなと思いますし、臼杵の子どもたちがそんなに劣っているとは思えないので工夫していただければと思います。

(学校教育課長)

実施方法、実施時期、目標の立て方等、現場と共通理解していきます。

(垂井委員)

この間、3～5歳、11～13歳で肥満細胞が増えることがわかっているとお話ししました。保護者にもこの時期には甘いものを与えすぎてはいけませんということをお話していますが、幼稚園等に連絡をすることも大事かなと思いました。

(教育長)

肥満傾向出現率が高いということは気になります。体力面では、測定の仕方や時期等で違うと思うので、しっかり確認したいと思います。

5. 教育予算等について

(教育長)

これより、「5. 教育予算について」に入りますが、その前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者 退場)

6. その他

(教育長)

これより、「6. その他」に入ります。

今回、特に、各課からの報告事項は挙げられておりませんが、教育委員の皆様から、何かございませんか。

(安東委員)

指導方針(案)についてです。部落差別解消推進法が制定されて、市同研の特別分科会に個人的に参加しましたが、小学校6年生の教科書の中に「調べてみよう」というものが載っています。現在、あまり部落差別という表現はせずに、「差別を受けた地域がある」等の表現をしていますが、調べれば、すぐ部落差別という言葉が出てきます。小学校の段階で、どのように教えていくかの中身については、市教委と先生方と連携を取りながら、教えざるを得ない状況になるのかを議論しておいた方がよいと思いました。

(学校教育課長)

人権に関しては、市同研とも連携しながら各学校で差が出ないように話を進めていきたいと思います。

(神田委員)

こども園について、4月からどういう運営をしていくかの報告がほしいのと、今、知的障害、身体障害等で、民間のこども園、幼稚園、保育園では受け入れが難しい子どもたちがいて、それを受け入れる体制づくりが必要だと思います。新しいこども園はモデル園として、いつかではなくて、新しくできるときに体制づくりをしていかないと、臼杵市で、受け入れ難しい子ども達が今後増えていくのではないかと思います。例えば看護師やコーディネーターの配置等の予算措置も含めてどこかで考えていかないといけないと思います。

(教育次長兼教育総務課長)

臼杵幼稚園の指導方針については、こども園の県への認可申請の段階で、教育方針等も資料として提出する予定があります。確認したところ、しっかりと「羅針盤に沿った～」というところが明記されていたので、教育方針については、今まで公立幼稚園が果たしてきた、

あるいは、羅針盤に規定する内容が継承されるものと考えています。

今、神田委員の言われました、通常の園では受け入れ難い園児の対応については、改めて確認したいと思います。

(教育長)

設置条例が3月議会で提案されます。運営については今まで通り社会福祉協議会が実施するようになっていますが、こども園のその後の状況がしっかり報告できていなかったのも、また分かり次第報告をしていきたいと思います。

(垂井委員)

子ども子育て会議の中で、多様な条件を持っている子が、「臼杵市では対応できないから、なるべく近い他市に行っている状況もある」との話がありました。私立幼稚園、私立保育園から多様な子どもたちが入ってくることに拒否はできませんが、そこに対する保育士の不足も考えて、何としても臼杵市に多様な条件を持っている子どもへの対応ができる場所や保育士の雇用について考えていただきたいという声は、子ども子育て課の会議でも、深刻な状況として出てきています。その問題に対して、共有して真剣に考えていこうという雰囲気が出てきていることは確かだと思います。

(教育長)

これをもちまして、1月定例教育委員会を閉会します。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
